

身延町新生児子育て支援給付金支給申請書(請求書)

身延町
受付印

身延町長 様

申請日 年 月 日

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏 名	子との関係	生年月日	申請・請求者の住所
Ⓜ		年 月 日	山梨県南巨摩郡身延町 電話番号 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

※下段の誓約・同意事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 支給対象新生児

支給対象新生児は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子であって、申請日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する身延町の住民票に記載されている子です。(住民基本台帳法第3条の規定による住民基本台帳の記録を最初に身延町で行っています。)

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年月日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日

3. 申請額・請求額

対象新生児数	人	申請額・請求額	円
--------	---	---------	---

※支給対象新生児1人につき、身延町新生児子育て支援給付金10万円になります。

【誓約・同意事項】

- 身延町新生児子育て支援給付金の支給要件に該当します。
- 身延町新生児子育て支援給付金の支給要件の該当性等を審査するため、町が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、町が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 身延町新生児子育て支援給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、身延町新生児子育て支援給付金を返還します。

(裏面も確認してください)

4. 受取方法

指定の金融機関口座(1.の申請・請求者の口座とします。)への振込み

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	1. 銀行	店番号	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通		
	2. 金庫			2. 当座		
	3. 信組					
	4. 信連					
	5. 農協					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

申請者本人確認書類 写し 貼り付け

※運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等いずれかの写し

振込先金融機関口座確認書類 写し 貼り付け

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し